

前文

- 1 国は、少子化の進行や児童虐待相談及び不登校児童生徒の増加等、こどもを取り巻く深刻な状況を踏まえ、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法を制定しました。
- 2 こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。
- 3 こどもは権利の主体であり、全てのこどもは、大人と同様に、独立した人格を持つ一人の人間として、基本的人権のほか、自分らしく健やかに成長するための様々な権利が保障されています。
- 4 しかしながら、このことは社会において十分に理解されているとは言えない状況にあるため、大人はもちろんのこと、当事者であるこども自身にも、自分には幸福な生活を送る権利があることの認識を深める必要があります。
- 5 それにより、こどもは、他の人にも幸福な生活を送る権利があり、大切にしなければならないことを学びます。
- 6 また、こどもは発達過程にあることから、適切な判断をすることが難しい面があるほか、権利の侵害を受けやすく、気持ちや意見をうまく表現できなかったり、積極的に伝えられなかったりすることがあります。
- 7 そのため、こどもが毎日を安全・安心に過ごし、自分らしくいきいきと健やかに成長するには、保護者をはじめとする大人が愛情を持って見守り、適切な支援を行うとともに、言葉だけでなく表情やしぐさにも注意を払うなど、一人ひとりのこどもの個性や特性に配慮して寄り添うことが必要です。
- 8 特に、疾病や障害等により、日常生活を送る上で支援を必要とするこどもについては、周囲や社会の理解・協力がより一層重要となります。
- 9 また、こどもは成長して若者となりますが、一定の年齢で必要な支援が途切れてしまうことは適切でなく、大人として円滑に社会生活を送ることができるようになるまでは、切れ目なく支援を継続することが大切です。
- 10 こうした、こどもや若者の健やかな成長・自立のためには、子育てに関わる様々な不安や負担を解消し、家庭において十分な愛情がこどもに注がれる環境を整えることが重要であり、様々な事情により良好な養育環境が望めない場合には、社会全体で子育てを支える必要があります。

- 11 全ての子どもや若者が、社会に羽ばたくための充実した子ども・若者期を過ごすとともに、大人とともに現在を生きるパートナーとして、発達に応じて、また、それぞれの個性や特性に応じて、社会の一員としての役割を果たすことができる社会の実現が望まれます。
- 12 そのような社会は、大人だけで創ることができるものではなく、子どもや若者と一緒に取り組んでいかなければなりません。
- 13 なぜなら、その社会を受け継ぎ、持続的に発展させていくことができるのは、子どもや若者をおいて他にいないからです。
- 14 全ての子どもは、その存在自体がかけがえのないものであり、誰一人として取り残されることなく、現在を含め、将来にわたって幸福に生活できる社会の実現を図るため、子ども基本法の趣旨を踏まえ、この条例を制定します。

第1章 総則

(1) 目的

この条例は、社会全体でこどもを支える機運を醸成し、こどもに関する施策を総合的に推進することにより、こどもの権利が保障され、全てのこどもが自分らしく生き生きと健やかに成長するとともに、こどもから成長した若者が、大人として将来にわたって幸福に生活できる社会の実現を図ることを目的とします。

(2) 定義

こども：千葉市に関わりがあり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階に限らず、心身の発達の過程にある者をいいます。

若者：思春期及び青年期の段階にある者をいいます。なお、「こども」と「若者」は重なる部分がありますが、特に心身の発達の過程にある者をいう場合は「こども」と、また、「こども」だけでなく青年期の全体を範囲とする場合は「若者」といいます。

大人：こども及び若者以外の者をいいます。

こどもを養育する者：親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わる者で、現にこどもが生活する上で必要な監督・保護を行う者をいいます。

こどもに関わる施設・団体：こどもが育ち、学び、活動するために利用又は所属するもの並びにこどもの健やかな成長を支援するために活動するもので、保育所や児童養護施設等児童福祉法で定める児童福祉施設、幼稚園や小学校等学校教育法で定める学校その他こどもに関わる全ての施設・団体をいいます。

(3) 基本理念

- 1 全てのこどもについて、誰一人取り残されることなく、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、それぞれの個性や特性によって差別的な扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、こどもの人権を侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える虐待やいじめ、体罰等から守られるとともに、被害を受けた場合には適切に保護され、必要な支援がなされること。
- 3 全てのこどもについて、無条件でその存在を受容され、自尊心が育まれるとともに、社会の一員としての自覚と責任を養えるよう、愛情深く適切に養育されること。
- 4 こどもの養育は家庭を基本としつつ、社会のあらゆる分野における構成員が、こどもの養育に関する理解を深め、それぞれの立場でその役割を果たすとともに、こどもを養育する家庭に対する必要な支援を行うことにより、こどもが健やかに成長する環境を整えること。
- 5 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を形成するための支援や意見を表明する機会及び様々な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、一つひとつの意見が尊重され、一人ひとりの最善の利益が優先して考慮されること。
- 6 こどもから成長した全ての若者について、自立した大人として、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸福な状態で過ごせるよう、生活基盤の安定が図られること。特に、様々な事情により円滑な社会生活を送ることができない若者については、切れ目のない支援が継続されるよう配慮されること。

(4) 責務及び役割

- 1 市は、基本理念にのっとり、子どもや若者が自分らしくいきいきと健やかに成長・自立できるよう、必要な施策を実施するとともに、市民等が理解を深めるための周知啓発を行うなど、社会全体で子どもや若者、子育て家庭を支援する機運の醸成に取り組まなければなりません。
- 2 子どもを養育する者は、基本理念にのっとり、子どもに愛情深く接し、その自己肯定感や自己有用感の充足を図るとともに、個性や特性に応じた支援を行い社会の一員としての自覚や責任感の涵養に努めるものとします。
- 3 市民は、基本理念にのっとり、子どもや若者に関する施策について理解を深めて協力するとともに、地域において子どもを見守り、虐待等権利の侵害を受けていることが疑われる場合は適切な対応に努めるものとします。
- 4 子どもに関わる施設・団体は、基本理念にのっとり、子どもの権利を尊重し、その侵害を防ぐための必要な措置を講ずるとともに、その運営に当たって子どもの意見を聞き、可能な限り反映させるように努めるものとします。
- 5 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が、子育てと仕事の両立が図れるよう配慮を行うなど、子どもの養育支援に努めるものとします。

(5) 周知啓発

- 1 市は、この条例の目的等について、市民の関心を高め、理解を深めるために、千葉県子ども週間を設けます。
- 2 子ども週間は、11月20日を含む一週間とします。
- 3 市は、子ども週間にふさわしい事業を行うものとします。

第2章 こどもの権利の保障

(1) こどもの権利（基本となる考え方）

- 1 こどもは権利の主体であり、全てのこどもは等しく、大人と同様に、独立した人格を持つ一人の人間として、基本的人権のほか、自分らしく健やかに成長するための様々な権利が保障されています。
- 2 こどもの権利は、どのような状況においても尊重されなければならない、いかなる侵害も受けることがあってはなりません。
- 3 こどもの権利について、大人はもちろんのこと、当事者であるこども自身も理解を深めることが重要であり、市はそのための取組みを講じなければなりません。

(2) こどもの権利（安心して生きる権利）

こどもには、安心して生きる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 生命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) いかなる理由によっても差別をされないこと。
- (4) 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、性犯罪や性暴力等によって心身を傷つけられないこと。
- (5) 安全で健やかに成長できる環境において生活ができること。
- (6) 健康に生き、適切な医療・教育が受けられること。

(3) こどもの権利（自分らしく心豊かに育つ権利）

こどもには、自分らしく心豊かに育つ権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 自分の考えや気持ち、願いを自由な方法で表明できること。
- (2) 自分らしさが認められ、個性や特性を尊重されること。
- (3) 健全な遊びを通じ、健やかに成長すること。
- (4) 自分の関心があることについて学ぶこと。
- (5) 安心できる環境で休み、心身を癒すこと。
- (6) こどもの権利について理解すること。

(4) こどもの権利（自分を守り、守られる権利）

こどもには、自分を守り、又は守られる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 権利の侵害に対して拒否できること。
- (2) 日常の苦しみに対して素直な気持ちを表明でき、助けを求められること。
- (3) 不平等な扱いや理不尽な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが保護されること。
- (5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(5) こどもの権利（自分に関することを自分で決める権利）

こどもには、自分に関することを自分で決める権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 自分に関することについて、発達に応じて、自分で決められること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言を受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために、必要な情報が得られること。

(6) こどもの権利（社会に参画する権利）

こどもには、発達に応じて、社会に参画する権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) まちづくり等に対して自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見が尊重されること。
- (3) 日常的に意見を表明し、社会に参画する機会が確保されること。
- (4) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。

(7) 虐待・いじめ・体罰等の根絶

- 1 市は、子どもへの虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力、差別等の権利の侵害については、どのような理由があっても決して許されるものではないことを、様々な機会を通じ、全ての者に対して強く訴えていきます。
- 2 市は、虐待等による権利の侵害に関する大人と子どもの知識や理解を深め、子どもが拒否する声や助けを求める声をあげられるよう、取り組みます。
- 3 市は、市民が地域において虐待等の権利の侵害を受けていることが疑われる子どもを認知した場合は、速やかに適切な機関に通報するよう、啓発に取り組みます。
- 4 市は、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもについても、当事者の理解を深め、その権利が十分守られるよう、取り組みます。

(8) 家庭における権利の保障

- 1 こどもを養育する者は、家庭がこどもの幸福の源であり、人格形成の礎を築く重要な場所であることを認識し、一人ひとりのこどもの最善の利益を考慮するとともに、個性や特性、発達の程度に配慮した適切な養育を行い、こどもの権利の保障に努めなければなりません。
- 2 こどもを養育する者は、いかなる理由があっても、虐待や体罰その他こどもの心身を傷つける行為をしてはなりません。
- 3 こどもを養育する者は、こどもに最も近い存在として、こどもの言葉だけでなく、表情やしぐさ等から思いや気持ちを理解し、適切な養育を行うよう努めなければなりません。
- 4 こどもを養育する者は、未就学の段階から、こどもの権利を行使する機会をつくるなど、こどもが自らの権利を理解し、適切に行使できる力を育むことができるよう努めるものとします。
- 5 こどもを養育する者は、発達程度その他の事情により、こどもが自ら権利を行使できないときは、こどもの意見、思いや気持ちを理解の上、こどもに代わって権利を行使する措置を講じるよう努めるものとします。
- 6 こどもを養育する者は、こどもが若者に成長した後、経済的搾取等により、円滑な社会生活を送ることを阻害してはなりません。
- 7 市は、こどもの養育が困難な状況にある家庭や、貧困等によりこどもが様々な経験の機会を喪失している家庭等に対し、相談に応じるとともに、必要な支援に取り組みます。

(9) こどもに関わる施設・団体における権利の保障

- 1 こどもに関わる施設・団体の設置者及び管理者は、その運営にあたり、こどもの健やかな成長にとって重要な居場所であることを認識し、こどもの権利の保障及び安全の確保に努めなければなりません。
- 2 こどもに関わる施設・団体の関係者は、いかなる理由があっても、虐待や体罰その他こどもの心身を傷つける行為をしてはならず、管理者がこれを認識した場合は、速やかに被害を受けたこどもの救済を図るとともに、適切な機関に通報しなければなりません。
- 3 こどもに関わる施設・団体の関係者は、こども同士のいじめや暴力等の防止に努めるほか、これを認識した場合は、速やかに被害を受けたこどもの救済を図るとともに、解決に向けて取り組むものとします。
- 4 こどもに関わる施設・団体の関係者は、その運営にあたり、一定の制約をこどもに課す場合は、その趣旨をこどもに説明するとともに、適宜その妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行うよう努めるものとします。
- 5 こどもに関わる施設・団体の関係者は、その運営に関し、こどもが日常的に意見を表明できる機会を確保するほか、可能な限り反映させるよう努めるとともに、反映させることができない場合は、その理由等を説明するよう努めるものとします。
- 6 こどもに関わる施設・団体の設置者及び管理者は、関係者がこどもの権利の保障及びこどもの安全の確保に関する理解を深めるため、研修等の実施に努めるものとします。
- 7 こどもに関わる施設・団体の関係者は、発達の程度に応じて、こどもが自らの権利を学び、実際に行使する機会の確保に努めるものとします。

(10) 地域における権利の保障

- 1 市民は、地域が子どもにとって、様々な立場にある多世代の住民との関わりの中で、多様な人間関係を学び、築くための重要な場所であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 2 市民は、地域において虐待等の権利の侵害を受けていることが疑われる子どもを認知した場合は、速やかに適切な機関に通報しなければなりません。
- 3 市民は、地域全体で子どもを見守り、地域が子どもにとって安全で安心して過ごせる居場所となるよう努めるものとします。
- 4 市民は、子どもが様々な地域活動に参加できる機会を確保し、地域社会の一員としてのつながりを強めるよう努めるものとします。
- 5 市は、子どもの健やかな成長を支える地域の様々な活動に対し、必要な支援に努めます。

(11) こどもの権利の侵害に関する救済

- 1 市は、子どもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、必要な委員を置きます。
- 2 全ての子ども又は子どもを養育する者等は、委員に対し、相談又は救済を申し出ることができます。
- 3 委員は、相談若しくは救済の申出又は自己の発意に基づき、助言や支援を行うとともに、必要があると認める場合は、関係者等への調査、調整、勧告、是正要請等を行います。
- 4 委員は、相談又は救済の処理状況等について、毎年度、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会等の附属機関に報告するものとします。
- 5 市は、委員への相談又は救済の申出に関し、必要に応じて、関係機関において情報を共有し、連携して支援を行います。
- 6 市は、子どもや子どもを養育する者等からの相談を受けた場合は、必要に応じて、その状況等を委員に報告するものとします。
- 7 市は、いかなる相談にも対応できる体制を整えるとともに、全ての子どもが気軽に安心して相談できるよう、必要な配慮に努めます。

第3章 こどもの意見表明と社会参画

(1) こどもの意見表明の機会の確保

- 1 全てのこどもは、日常の生活の中で、自分の意見、思いや気持ちを、自分なりの表現で表すことができ、大人はそれを真摯に受け止めるとともに、言葉だけでなく表情やしぐさ等からも読み取り、理解するよう努めなければなりません。
- 2 市及びこどもに関わる施設・団体は、こどもに関する施策や計画等の企画・実施、又は運営にあたり、こどもから意見を聴取する機会を確保するよう努めなければなりません。
- 3 市及びこどもに関わる施設・団体は、こどもから意見を聴取する場合には、必要な情報を提供するなど、こどもが意見を形成するための適切な支援を行うものとします。
- 4 市及びこどもに関わる施設・団体は、様々な事情により意見を表明することが困難なこどもに対し、発達や生活実態など、こどもの個性や特性に配慮し、必要に応じて、支援者による意見の代弁など、多様な意見聴取の方法を検討し、実施するよう努めなければなりません。
- 5 市は、こどもが意見を形成し、表明できるよう、必要な情報をこどもが理解しやすいように整理して提供するとともに、意見を表明できる機会や場を設けるなど、こどもの積極的な意見表明を支援します。

(2) こどもの社会参画の促進

- 1 市及びこどもに関わる施設・団体は、こどもに関する施策や計画等の企画・実施、又は運営にあたって聴取したこどもの意見について、可能な限り反映させることにより、こどもの社会参画を促進するよう努めなければなりません。
- 2 市及びこどもに関わる施設・団体は、聴取したこどもの意見を反映できない場合は、その理由を説明するよう努めるものとします。
- 3 市は、こどもに関わる施設・団体のほか、市民や地域の団体等と連携し、地域におけるこどもの社会参画を促進する取組みの充実を図り、必要な支援に努めます。

第4章 こどもや若者に関する施策の推進

(1) 市の方針

- 1 市は、全てのこどもについて、権利の侵害を受けることなく、一人ひとりの個性や特性が認められ、尊重されるとともに、発達の程度に応じて、自分に関わりのあることや社会のことについて、意見を表明し、様々な活動に参画できるよう、必要な支援に努めます。
- 2 市は、全ての若者について、多様な価値観が認められ、尊重されるとともに、自立した大人として、また、社会の一員としての自覚と責任を持って、それぞれの立場から社会を支えることができるよう、必要な支援に努めます。
- 3 市は、こどもの養育は家庭を基本として行われるとの認識の下、こどもを養育する者の子育てに関する不安や負担を解消するために必要な支援に努めるとともに、家庭での養育が困難なこどもには、適切な養育環境を確保するための必要な支援に努めます。
- 4 市は、地域においてこどもが、様々な住民との関わりの中で豊かな人間関係を築くとともに、信頼できる大人が見守る中で安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するために必要な支援に努めます。

(2) 推進計画・推進状況の確認・検証

- 1 市は、こどもや若者に関する施策を総合的・計画的に推進するため、こども基本法の規定に基づく市町村こども計画（以下、「こども計画」という。）を策定します。
- 2 市は、こども計画の策定にあたっては、こどもや若者を含む市民、こどもに関わる施設・団体等の意見を聴き、可能な限り反映させるよう努めます。
- 3 市は、こどもや若者に関する施策を統括し、庁内横断的に推進する役割を担う職を置きます。
- 4 市は、こども計画の推進状況について確認し、千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会等の附属機関及びこどもや若者から意見を聴き、公表するとともに、それらの意見をこども計画の推進等に反映させるよう努めます。